

京都市教育委員会教育長訓令甲第7号

高等学校

京都市立高等学校の教職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第4条中「いう。）」の右に「第27条第2項の規定による代休日, 条例」を, 「勤務,」の右に「条例第27条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。),」を加える。

附 則

この訓令は, 平成22年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)